

有していた被告の全株式（本件株式）の譲渡を受け、本件全株式（500株）の株主となった。

したがって、本件株式の株主は原告（大塚万吉）であり、藤林が被告の株主でもないにもかかわらず、株主であると称して被告の臨時株主総会の開催を装って行った本件各決議及び本件決議は、いずれも不存在である。（被告の主張）

堀川から紫垣に対して被告を担保とする資金の借用依頼があり、紫垣の知人である資金提供者は、資金提供の条件として被告の株券を担保とすることを提案した。しかし、堀川が被告（宗和建物株式会社）は株式を発行していないと述べたため、資金提供者は、それに代わる資金提供の条件として、被告の代表権を紫垣に譲渡することを提案し、紫垣において被告の全ての書類を堀川から預かり、堀川に対する資金提供をした。

第3 当裁判所の判断

証拠（甲1、2の1ないし10、甲7）及び弁論の全趣旨によれば、原告（大塚万吉）は、平成30年2月15日付で、当時被告の発行済み全株式である500株（本件株式）を有していた堀川から、本件株式を譲り受け、本件株式に係る株券の交付を受けた事実が認められる。

これに対し、被告は、被告の株券を担保とする条件に代えて、被告の代表権を紫垣に譲渡することを条件に堀川が資金の融通を受けた旨主張するにとどまり、これを原告が本件株式の株主たる地位を喪失した旨の主張とみたとしても主張自体失当というほかなく、原告が本件株式500株の株主たる地位を喪失したことを窺がわせる証拠もない。

したがって、本件株主総会1における本件各決議及び本件株主総会2における本件決議は、いずれも被告の株主ではない藤林が株主として議決権を行使したものであり、被告の唯一の株主である原告（大塚万吉）が関与せずに行われたものであるから、法的に決議が存在したとは評価できず、いずれも不存在であるというべきである。

第4 結論

よって、原告（大塚万吉）の本訴請求は、いずれも理由があるからこれらを認容することとし、主文のとおり判決する。

以上

[2] 東京高裁令和元年(ネ)第3606号 株主総会決議不存在確認請求控訴